

令和7年度 公の施設目標管理型評価書【旧小澤家住宅】

施設名	新潟市文化財旧小澤家住宅		
管理者名	(公財)新潟市芸術文化振興財団	指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
担当課	歴史文化課		
所在地	新潟市中央区上大川前通12番町2733番地		
根拠法令	文化財保護法		
設置条例	新潟市文化財旧小澤家住宅条例		
施設概要	敷地面積 1,626.44㎡ 施設 木造2階建て 延床面積867.03㎡ 離れ座敷、道具蔵、次ノ間、寝間、藤ノ間、座敷、仏間、茶ノ間、 百合ノ間、情報案内所、2階座敷、庭園他		

施設設置目的
旧小澤家住宅を活用し、みなとまちとして発展してきた本市の歴史、生活文化、観光資源等に関する情報を広く提供するとともに、それらを通じて市民相互の交流を推進し、市民文化の向上及び地域の活性化に寄与することを目的として設置する。
管理・運営に関する基本理念・方針等
1. 基本理念 「新潟市文化財旧小澤家住宅条例」に基づき、「みなとまちとしての本市の歴史、生活文化、観光資源等に関する情報の提供等を行うことにより、みなとまち新潟に対する市民の理解を深め、市民相互の交流を推進し、もって市民文化の向上及び地域の活性化に寄与する」という旧小澤家住宅の設置目的を達成するための各種事業を行う。 施設の運営にあたっては、「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の指定管理に関する基本協定」「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の指定管理に関する年度協定」に従い、かつ各関連法規を遵守し、施設運営を通じて、新潟市の歴史文化施策の実現に努める。 2. 活動方針 ①みなとまち新潟の歴史並びに生活文化を紹介する。 ②市民の歴史・文化に対する理解、親しみ、郷土への愛着を深める。 ③歴史・文化を媒体とした市民交流を行う。 ④文化財を保存・活用する。 ⑤新潟市の伝統工芸品の魅力紹介と販売促進に寄与する。 ⑥観光施設としての役割を担う。

別紙6(旧小澤家住宅)

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価	評価 コメント
市 民	年間入館者数	年間入館者数15,000人以上			
	調査・研究の成果	企画展を年4本以上実施			
		歴史に関する講座等を年5回以上実施			
		体験プログラムを年6回以上実施			
	学校との連携	小中学校の団体を年2回以上受け入れる			
	歴史文化事業の情報発信	ホームページを月1回以上、ツイッターを週2回以上更新し、情報発信を行う			
	来館者アンケート満足度	来館者に対するアンケートで、「大変良かった」「まあ良かった」が70%以上			
	市民からの問合せに対する対応	質問・問合せには速やかに対応			
	苦情・要望に対する対応	苦情・要望に対して、3営業日以内に回答			
	ボランティア事業	ボランティア会員の活動日数を年100日以上実施			
財 務	管理経費の縮減	管理経費を指定管理料年度協定額（管理費）以下			
	市の歳入確保	歴史文化事業費の執行額に占める観覧料等収入の割合70%以上			
業 務	他施設との連携	他施設等との連携事業を年5回以上実施			
	日常連絡の適切さ	3か月毎の管理業状況報告の期限内提出			
	安全確保体制の確立	防火管理者の選任及び防災訓練を年2回以上実施			
	文化財の適正な管理	条例、規則、協定等に基づく適正な管理の実施			
	歴史資料の適正な管理	施設内での虫干し等を年1回以上実施			
	施設の管理に係る関係法令の遵守	コンプライアンス研修の年1回実施			
		施設設備関係の各種法定点検の確実実施			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	連絡体制の確立			
人 材	配置人員条件の充足	学芸員有資格者を1人以上配置			
	職員研修の実施	専門員及び事務職員に対する研修を年2回以上実施			
	接遇マナーの維持・向上	接遇研修を年1回以上実施			

指定管理者記載欄（アピールしたい事項・未達成項目への改善策等）

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 （ 所 見 ）

評価基準

- A 要求水準（＝評価指標）を達成し、かつその達成度・内容が優れている。
- B 要求水準（＝評価指標）が達成されている。
- C 要求水準（＝評価指標）が達成されていない。